# 工場立地法の概要・

昭和49年に施行され、一定規模以上の工場 について新増設を行う際の生産施設・緑地・環 境施設の敷地面積に対する割合等の基準を定め ている。

### 対象工場 (特定工場)

工場の新設、増設等の際に届出が必要となる。

区分	内 容
業種	製造業(物品の加工修理業を含む。) 電気・ガス・熱供給業 (水力、地熱・太陽光発電所を除く。)
規模	敷地面積9,000㎡以上 又は建築物の建築面積(水平投影面積)の合計3,000㎡以上

#### 国の定める基準

特定工場の緑地面積率等は、国が基準を定め る。

緑地(樹木·低木·芝等)割合 20%以上

環境施設(緑地のほか、池・屋外運動場・ 教養文化施設等)割合 25%以上

### 【イメージ図】

### 工場敷地

丁 場 (生産施設)

環境施設 工場敷地の25%以上

緑地

工場敷地の20%以上

## 法の改正の概要

厚木市工場立地に関する準則を定める条例の制定について

工場立地法(以下「法」という。)制定当初 は、国の定めた全国一律の基準であったが、平成 9年の法改正により都道府県及び政令市が、また、 平成24年の法改正により全ての市が、緑地面積率 及び環境施設面積率について、国の定める範囲内 で地域の実情に応じて、条例により基準を定める ことが可能となった。

# 背 黒

国では、近年深刻化する国内工場の海外流出を 防止し国内投資の促進を図るため、緑地面積率等 を条例で独自に定めることができる自治体の範囲 の拡大や、植栽規定の見直し、手続の簡素化など が行われている。また、本市には法施行以前から 存在する工場も多く、限られた敷地の中で緑地確 保が難しい状況となり、市外への移転等が懸念さ れる。

# 本市の考え方 ——

本市では、工場立地の促進や産業の活性化の観 点から、緑地面積率等を見直すことが、企業の生 産施設拡大や競争力向上につながると考える。

一方で、現在、住みよいまちづくり条例や環境 基本計画、緑の基本計画、生物多様性あつぎ戦略 等に基づき積極的な緑化を推進している。

これらを踏まえ、住みよいまちづくり条例等と の整合を図りながら、緑地が有する防音や大気汚 染の低減効果を維持しつつ、工場の技術革新によ る周辺環境への影響の軽減状況も勘案し、工業系 用途地域に限定し、緑地面積率等を緩やかな規制 とする。

## 条例の骨子

### 緑地面積率及び環境施設面積率の見直し

特定工場の敷地内の緑地面積率及び環境施設面 積率の区域ごとの基準や、重複緑地の緑地面積に 算入できる割合を見直し、本市の実情に応じた条 例を制定する。重複の例としては、建築物の屋上 緑地や藤棚の下の駐車場等が挙げられる。

### 【緑地面積率】

用途地域	条例により設定 できる範囲	現状	条例制定後
工業専用地域	5%以上 20%未満	15%以上	5%以上
工業地域	5%以上 20%未満	15%以上	10%以上
準工業地域	10%以上 25%以下	20%以上	10%以上

### 【環境施設面積率】

用途地域	条例により設定 できる範囲	現状	条例制定 後
工業専用地域	10%以上 25%未満	20%以上	10%以上
工業地域	10%以上 25%未満	20%以上	15%以上
準工業地域	15%以上 30%以下	25%以上	15%以上

### 【重複緑地の算入率】

項目	国の基準範囲	現状	条例制定後
重複緑地の算入率	50%以内	25%以内	50%以内

この条例との整合を図るため、住みよいまちづく り条例施行規則の一部を改正する(予定)。

ယ